

○社会福祉法人守山市社会福祉協議会役員等の報酬および費用弁償に関する規程

平成 13 年 9 月 5 日

規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人守山市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員および評議員に対して支給する報酬および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 役員および評議員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 役員のうち常務理事の報酬については、別に定める。

(報酬の支給方法)

第 3 条 月額報酬を受ける者にあつては、本会の職員に対する給与支給の例により支給する。

2 前項に規定する者で任期満了、辞職または死亡等により離職したときは、日割計算によりその月分を支給する。

3 日額報酬を受ける者にあつては、職務に従事した都度支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員および評議員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は本会の職員の例による。

(費用弁償の支給方法)

第 5 条 費用弁償の支給方法は、本会の職員の例による。

付 則

この規程は、平成 13 年 9 月 5 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 14 年 3 月 11 日規程第 3 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 5 月 31 日規程第 2 号)

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第2条および第4条関係)

(単位 円)

	報酬		会議出席日額費用弁償
	支払区分	金額	
理事たる会長	月額	60,000円	
理事たる副会長	月額	10,000円	
理事	日額	3,000円	
監事	日額	3,000円	
会長が必要と認める者	日額	5,000円	
評議員	日額	3,000円	
顧問			1,000円
地域福祉推進員	月額	10,000円	1,000円
学区社協連絡協議会委員			1,000円
福祉協力員代表者連絡会委員			1,000円
専門委員会委員			1,000円
嘱託員	会長が定める額		会長が定める額
会長が特に必要と認めた者			